

2007年6月23日

××××氏（加害者）代理人弁護士
関 康 郎 様

mits 印

訴訟費用の負担についてのご連絡

前略

東京高等裁判所平成18年（ネ）第4978号損害賠償請求控訴事件の判決は既に確定いたしました。が、本判決において、訴訟費用については第一審および控訴審を通じ、その8分の7を被告が負担するとされております。

この訴訟費用の確定にあたっては、第一審の裁判所書記官宛に訴訟費用確定処分を申し立てる必要があることは承知しておりますが、当方にて法令規則にもとづき請求すべき訴訟費用を別紙のように計算いたしましたので、裁判所への申し立てに先立ち、4万2516円を直接ご請求させていただきます。

本件につき、2007年7月6日までに、ご返答ならびにお支払いがない場合は、東京地方裁判所に対して訴訟費用確定処分申立書を提出し、債務名義を得たうえで、××××氏（加害者）に対して直接費用回収を求める用意がございますので、予めご了承のうえ、訴外での解決につき前向きにご検討いただければ幸いです。

なお、人身賠償につきましては、ご提案の内容で了解いたしましたので、別途書類をお送りいたします。

草々

(別紙)

計算書

1. 訴え提起手数料	2 0 0 0 円 (第一審)
	1 5 0 0 円 (控訴審)
2. 書類作成及び提出費用	3 5 0 0 円 (第一審及び控訴審合計)
3. 書類送達費用	2 2 9 0 円 (第一審)
	1 0 5 0 円 (控訴審)
4. 原告本人出頭費用及び旅費	2 1 2 5 0 円 (第一審期日 計5回)
	1 7 0 0 0 円 (控訴審期日 計4回)
合計	4 8 5 9 0 円
うち、被告負担額	4 2 5 1 6 円 (8分の7を四捨五入)

以上